憲法(配点60点)

【出題趣旨】

設問1で言及すべき判例は、宗教団体への寄付金につき(平成29年改正前の民法95条に基づく)錯誤による贈与の無効を理由とする不当利得返還請求を却下した、板まんだら事件判決(最三小判昭56・4・7民集35・3・443)である。

学説(通説)によると、まず、憲法76条1項にいう「司法」とは、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」などとされ、ついで、その「具体的な争訟」は、「司法」の本質的要素、すなわち、裁判所が「司法」権を行使するための必須要件とされ、そして、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」は、かかる「具体的な争訟」と同義であると解されている。この点、判例、とりわけ、板まんだら事件判決によると、「裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条にいう『法律上の争訟』、すなわち [①] 当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、[②] それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる」という。その上で、同判決は、「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとつており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ……ることからすれば、……その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらない」と判示したことが参考とされよう。

さて、今回の設例は、霊感商法(霊視商法などとも言われる)のかどで、宗教法人法81条に基づく宗教法人の解散命令の請求が認容された、宗教法人明覚寺解散命令事件決定(和歌山地決平14・1・24訟月48・9・2154)をモデルにしている(なお、この決定に対し特別抗告も提起されたが、最高裁は、民訴法336条1項により、棄却の決定(判例集未登載)をしている)。

設問2で言及すべき判例は、信教の自由(憲法20条1項前段)の下で、宗教法人法81条に基づく宗教法人の解散命令を合憲とした、宗教法人オウム真理教解散命令事件決定(最一小決平8・1・30民集50・1・199)である。まず、同決定は、「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではな……い」から、「解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」けれども、「宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ……、その結果、……信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る」から、「憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」と説示した。その上で、同決定は、そもそも「宗教法人の解散命令の制度は、……専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく」、また、本件解散命令についても、「抗告人「宗教法人オウム真理教」の代表役員……は、大量殺人を目的として……、多数の信者を動員し、抗告人の物

的施設を利用し、抗告人の資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したという」ことから、「抗告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められ、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことが明らかである」一方、「解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる」から、「解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、抗告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制である」、さらに、「解散命令は、……裁判所の司法審査によって発せられたものであるから、その手続の適正も担保されている」などと説示し、「憲法20条1項に違背するものではない」と結論付けた。

設問2では、詐欺事件で有罪とされた霊感商法が解散命令事由とされている。この点、宗教法人明覚寺解散命令事件決定は、宗教法人法81条1項1号及び2号前段にいう事由とは、「宗教法人の代表役員等が法人の名の下において……財産及び……人的・物的組織等を利用してした行為」のうち、「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するものであって、しかもそれが著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為、または宗教法人法2条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱したと認められる行為をいう」と説示していることが参考となろう。

以上